名簿作成（保険加入）の際の注意事項

スポーツ安全保険について

名簿に記載された者が倶楽部会員となり、保険加入者となります。

以下の点にご注意ください。

・生徒と指導に携わる者（成人）を名簿に記載してください。

・生年月日や氏名の漢字等、正確にご記入ください。（渡邉・渡邊など）保険加入と認められない場合があります。

・中途加入手続きの場合も同様に名簿提出が必要です。

・支払い完了翌日から補償が開始されます。手続きはお早めにお願いします。

・中途加入・中途脱退の場合でも年間掛金が適用されます。返戻はありません。

・保険加入の際の所属団体とは当倶楽部を指します。

怪我・事故等の保険請求に該当する事案が発生した場合は速やかに当倶楽部にご連絡ください。

・町外で試合・練習等を行う際には、事前に「倶楽部事務連絡」を提出してください。（記入用紙は事務局にお問い合わせください）

当倶楽部や学校が把握していない活動は保険の対象となりません。

・保険に関する詳細は、スポーツ安全協会のHPでご確認ください。

※上記内容の一部は、部活動地域移行の準備段階による暫定的なものです。クラブの活動状況により変更する場合がございます。ご了承ください。